

市職員の配置

4月1日現在。臨時職員を除く。順不同
(特)=非常勤特別職 (非)=非常勤一般職

都市
言
画 Vol. 4

平成24年5月1日から
丹波市全域が都市計画区域に指定されます！

- 建物の建築には、「建築確認申請」が必要となります -

建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、建築物についての最低限の基準を定めている法律です。

建物の建て方に一定のルールを定めることにより、快適な住環境の維持向上と災害に強い安全なまちづくりを進めます。

※詳しくは、広報3月号、または市ホームページをご覧ください。

問 都市住宅課（春日庁舎内）☎ 74-2364

4月から水道加入金の金額が 変わりました！

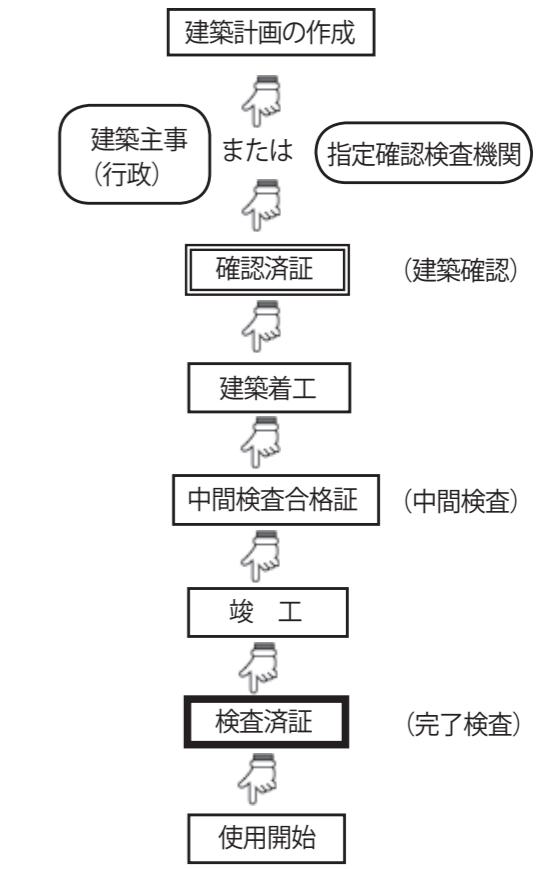


4月1日から、水道加入金の金額が次のとおり変わりました。

*新しい加入金表

メーター口径	加入金の金額（消費税相当額を含む）	
	変更前	変更後
13mm	210,000 円	105,000 円
20mm	504,000 円	252,000 円
25mm	777,000 円	378,000 円
30mm	1,113,000 円	567,000 円
40mm	1,995,000 円	987,000 円
50mm	3,108,000 円	1,554,000 円
75mm	6,993,000 円	3,486,000 円
100mm	12,432,000 円	6,195,000 円

建築確認・検査手続きの流れ



■水道加入金徴収の特例により、次の場合は加入金が免除になります

- が実際になります。

 - ①給水装置を4月以降に廃止した所有者が、同じ口径以下で新たにメーターを設置する場合。
 - ②工事費を負担して切り離しを行った所有者が、同じ口径以下で新たにメーターを設置する場合。
 - ③臨時給水の場合。
 - ④生活保護を受けている方が、新たに加入する場合。
 - ⑤市長が特に必要であると認めた場合。

■水道の休止期間は最長6年です
これまで水道の休止期間には限度がありませんでしたが、4月1日からは、最長6年までとなります。特別な事情がない場合は、6年が経過した時点で、所有者の責任により給水管の切り離しを行うこととなります。

問水道部業務課（柏原支所内）☎ 72-0605

